

令和6年あきる野市農業委員会 6月総会議事録

令和6年6月25日（火）午後1時30分、令和6年あきる野市農業委員会6月総会は、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、大福哲也、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、小澤正幸

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 岩田英明 ・ 事務局 金澤知行、森みな美

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地利用最適化推進委員の委嘱について |
| 第2号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第3号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について |
| 第4号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第5号議案 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審査について |
| 第6号議案 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について |

報告

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号報告 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
|-------|----------------------------|

開会 午後1時27分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。定刻より少し早いのですが、皆さまお揃いですので始めさせていただきます。5月の総会の時、体調不調で欠席させていただき、申し訳ありませんでした。皆さまにおかれましても、体調にはご注意くださいと思います。それではこれより令和6年あきる野市農業委員会6月総会を開催いたします。初めに、甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。いろいろとお忙しい午後、総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今、お話がありましたように、皆さまも体調にはくれぐれもお気を付けいただきたいと思います。今日も暑いのですが、この頃報道によりますと世界的な天候不順、何年に一度の大洪水だ、何年に一度の猛暑だと言ってますが、もう毎年聞いていますので、逆に何年に一度の平穏な年というようなのが、とうとう出てくるんじゃないかなと思うんです。もう40度近い気温で、海外では50度なんていうのも聞きますし、いろんな食糧不足や家畜が死んでしまったり、かなり世界的に食糧事情が悪いようです。この辺の農業もこのところ暑くて、今、スイートコーンが盛んに出ている時期だと思うのですが、あんまり暑いとスイートコーンも生えながら焼かれてしまって、出荷できないような、品種にもよるのですが、うちも何年前に「あまえんぼう」というのを作ってみましたら、甘いんですけど、日には弱いらしくて、全部生えているうちに茶色くなっちゃって、中はしなびちゃって、もう、どうしようもなく、翌年からは「あまえんぼう」はやめたんですけど、品種にもよるのですが、いろいろな作物に影響が出ると思いますので、皆さまも作物の管理はお気を付けいただきたいと思います。また、本日は新しく推進委員になられる方がいらっしやっています、その方の委嘱をしたりしますので、ぜひ皆さまご協力いただきたいと思います。では、よろしく願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、6月10日にあきる野市役所で開催された「あきる野市農業委員会委員候補者評価委員会」に私と堀江職務代理が出席しました。同日、あきる野市役所で開催された「あきる野市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」に堀江職務代理と長濱委員、平野委員が出席しました。諸報告は以上でございます。本日の署名委員は佐藤委員と大福委員になります。よろしく願いします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、田中委員と米倉委員より欠席の連絡がございましたので、農業委員12名、推進委員4名の合計16名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。なお、本日は農地利用最適化推進委員の委嘱、及び、ご本人をお呼びしている案件が1件ございます。それでは、議事に入ります。第1号議案について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地利用最適化

推進委員の委嘱について。農業委員会等に関する法律第17条1項の規定により、下記の者を農地利用最適化推進委員に委嘱する。令和6年6月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。地区、東秋留、氏名、小澤正幸。以上でございます。

(事務局) 本議案につきまして、ご説明いたします。前松村委員の辞任に伴いまして、新たな候補者の募集を行ったところ、秋川農業協同組合様から候補者1名の推薦がありました。その後、評価委員会を開催し適任であるとの回答を得ております。皆さまのご意見を伺いたいと思いません。よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局から説明をしていただきました。小澤正幸さんにつきましては、これから皆さまと一緒にあきる野市の農業のために活動をしていただく方となります。何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

なければ、小澤正幸さんをあきる野市農地利用最適化推進委員として委嘱することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、小澤正幸さんをあきる野市農地利用最適化推進委員として委嘱することにいたします。それでは、次の議案に進む前に農地利用最適化推進委員の委嘱式を執り行います。農地利用最適化推進委員として決定した小澤正幸さんにご入室いただきます。

(小澤推進委員 入室)

(事務局次長) それでは、農地利用最適化推進委員の委嘱式を執り行います。委嘱書については、甲野会長より交付をさせていただきます。お席の方まで参りますので、お渡しの際にはその場でご起立をお願いいたします。よろしく願いいたします。

(議長) では、読み上げます。委嘱書。あきる野市農地利用最適化推進委員を委嘱する。任期、委嘱の日から令和8年8月31日まで。令和6年6月25日、あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。よろしく願いいたします。

(小澤推進委員に委嘱書を交付)

(事務局次長) 皆さま、ありがとうございました。委嘱書の交付が滞りなく終了いたしました。それでは引き続き議事に移ります。会長、よろしく願いいたします。

(議長) はい。それでは、ここで農地利用最適化推進委員になられました小澤委員に、一言ご挨拶をいただきたいと思いません。よろしく願いいたします。

(小澤推進委員自己紹介)

(議長) どうもありがとうございました。これからどうぞよろしく願いいたします。それでは、第2号議案に移りたいと思いません。第2号議案についてですが、収受18はご本人をお呼びしている案件になりますので、そちらから先に審議いたします。それでは、収受18について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和6年6月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・収受18 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、收受18について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。19日に山崎勇委員、事務局2名と共に現地を見てまいりました。地図は10ページをお願いいたします。

(現地案内図 説明)

現地の6筆の農地の右側部分は完全に山です。山から下の方に向かって斜面になっていて、下に道路があるのですが、道路の手前に小さい沢が流れているような形になっています。山からずっと斜面できて、沢の一段上ぐらいの位置という形で思っただけだと思います。現地の方はスモモ等の苗木が20本程度植えてありました。私、この場所を実は以前にも担当させていただいたことがありまして、その時はブルーベリーがそこそこの本数植わっていて、結構育ったブルーベリーが植わっていたんですけども、どうもダメになってしまったみたいで、1本だけ残っておりました。それ以外は新しいスモモ等、果樹の苗木が植えてあったというような形です。本当に手前の山の部分が重機によってかなり削られているような現場になっておまして、山の削られている所と、この現地のいわゆる農地の部分の境目が非常に分かりにくい場所となっております。何となくこの段の所がそうなのかなというのが、かろうじて分かる程度の場所で、一応果樹が植えてある状態なので、おそらくこの果樹をこれから育てていかれるんだと思うのですが、ご本人が今日はお見えになっているということなので、その辺りはご本人に確認していただければよろしいかなと思います。説明は以上です。

(議長) ただいま、事務局と栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(嶋崎委員) 1つ、教えてください。地目は田となっておりますが、相当長いこと荒地になっていた、という感じなのでしょうか？

(事務局) ここ20年近くは、田んぼとしては多分使われてないのかなと思われまして。

(嶋崎委員) じゃあ、今度は畑として使う訳？

(事務局) そうですね。

(嶋崎委員) 畑ね。ありがとうございました。

(議長) この周りには田はあるのですか？

(栗原委員) この道を先に行けば、●●の方に向かって行けば、まだ田んぼはいくつか、点々とあります。

(嶋崎委員) 作っている所もある訳？

(栗原委員) あります。

(議長) 他にご質問ございますか？

(山崎健委員) 先ほど説明の中で重機でならしてあるとありましたけど、この該当地がならしてあるのですか？それとも、その該当地の隣がならしてある？

(栗原委員) 該当地、ずっと山の斜面になっていまして、その斜面の所を結構重機でかなり崩してあって、だから今、農地の周りは草木等も全くないような感じです。全部土を崩してあるから。

(山崎健委員) だから、要するに、この方がやっている訳じゃないってこと？

(栗原委員) いや、この方がやっています。

(山崎健委員) あ、この方が？

(栗原委員) その山も同じ方が所有されているので。

(山崎健委員) ああ、そういうことですか。分かりました。

(栗原委員) だから、その方の一部みたいな形になっちゃっているんで、どこからどこまでが畑なのかというのが、ちょっと分かりづらい状況です。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・この周り中がこの方のなの？

(事務局) この周りがもう〇〇さんの所有になっています。

(議長) 中に取り残されていると言うか・・・

(事務局) そうです。

(議長) そういう感じですかね。

(栗原委員) そうですね。

(議長) 仮登記は？

(事務局) 仮登記もされています。

(議長) では、ご本人にたくさん質問をしていただきたいと思います。それでは農地を譲り受ける〇〇〇〇さんに入ってください。

(〇〇氏 入室)

(〇〇氏) 失礼します。こんにちは。

(議長) 会長の甲野です。早速ですが、自己紹介と今後の計画、抱負等ありましたら、お話いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(〇〇氏) はい。〇〇〇〇です。こちらが息子です。今回あきる野市●●の農地の部分を購入して、そこで畑をする計画です。それで今、梅、杏、他の場所で山ウドだとか、いろいろ作っているのですが、ノラボウだとか、そういうのも何年か前はずっと作っていたのですが、このところこちらに出来なかったんで、これから会社の方も息子に任せて、結構何回も土砂崩れを起こしちゃったり、そんな感じの場所なので、諸先輩方に何をしたら一番いいのかいろいろ聞きながら、こちらの方に来て畑をやりたいと思っています。何年か前からやりたかったのですが、なかなか自分もその時は仕事があったので、そこで農業だけやるっていうのもなかなか片手間じゃできないので、今回もうじき●●歳になるので、会社も息子に任せて、それでこちらの方で何かやりたいと思ひまして、今回お願いに伺いました。よろしくお願いいたします。

(議長) ご本人の説明が終わりましたが、何か質問はございますか？

(小川委員) 小川と申します。今日のご苦勞様です。今、農地を作ってくれるってことで、あきる野市としては有難いという状況なのですが、この場所は地目が田んぼになっているんですけど・・・

(〇〇氏) 田んぼです。

(小川委員) それで、近くの山も〇〇さんの所有地だと聞いているのですが、それでいいですね？

(〇〇氏) はい。そうです。

(小川委員) そのこの所を崩して、田んぼを畑にするというイメージで？

(〇〇氏) 今、あの、簡単に言うと、本当は下もちょっときれいに盛り土して、それである程度平らにして畑にしたいと思っているんですけど、今、そういう盛り土だとか、すごい大変厳しいので、とりあえず現状で、砂利があったり、根っこがあったり、木があったり、そういうのは

ちょっとどかして、もう雑草だとかその堆肥になっているものを表土にして、今、梅と杏を20本ぐらい植えてあります。あと、できれば下の方の一部●●●㎡ぐらい、30センチでも50センチでも客土をさせてもらって、今、△△△さんの名義になっている●●●坪はなんとか畑にしたいと思います。自分がちょこちょこたまに行って草取ったりしている時に、ウドだとか、タラの芽が前はすごかったんですけど、今は少なくなって、ヤマブキだとか、そういうものだけ残しておいてあるんですけど、ゆくゆく周りも少しずつ、これから諸先輩方にいろいろ案をいただきながら、どのようにしたらいいのか、ただそのままにしておいても今もイノシシがすごいいし、この間シカも入っていますから、だからちょっと、きちっとどのようにするのか・・・

(小川委員) まだ、どのようにするのか、というのは検討中ということですか？

(〇〇氏) 今、とりあえず梅と杏が植わっているんです。

(小川委員) ブルーベリーと。

(〇〇氏) はい。ブルーベリーは前に73本、大きいのを持って来て植えたんですけど、草ボウボウになったりして、粒が小さかったのもありまして、それで今は1本だけ残っている状況です。あと山ウドは勝手にどんどん出て来ちゃうもんで、自分も今まで、あそこに重機を1台置いてあるもので、その重機で土をかけて、そうするとかなり太くていいものが出てきて、それを収穫して皆さんに配っていたんですけど、なかなか販売したりするルートがないものですから、そういうのもいろいろ教えてもらいながら、やりたいなと思います。

(小川委員) 分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(山崎勇委員) 山崎です。

(〇〇氏) よろしくお願ひします。

(山崎勇委員) 先だって現地の方、調査させていただいたのですが、あの、聞こうと思ったことは大体お答えいただいているのですが、実際見に行ったところ、かなり急ですよ？下の所まで。だから、そのことも含めて、もう何年も前からおそらく手を入れているんだと思うんですけど、今度買おうと考えている農地とその周り、周辺との一体的な構想みたいなものが、もうちょっと具体的なものがあれば、教えていただければなというのと、それともう1つ、動物対策のことも聞こうかと思ったんですけど、まだちょっと具体的には考えてないということで、先だって行った時もイノシシの足跡とシカの足跡が、間違いなく直近で来ているんだろうなというのがありましたので、梅やスモモ関係、多分やられるだろうなと。その辺で柵を回すのかどうなのかとか、その辺も具体的なことを聞いたかったんですけど、どうもこれから考えていくようなので、ぜひ頑張って、少なくとも下の畑に行くような道を、しっかりとしたものを作って、日が入るようにしていただければと。多分そのまま放置しちゃうと草ボウボウになってしまうかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(〇〇氏) そうですね、はい。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか？・・・よろしいですか？それでは〇〇さん、本日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) よろしくお願ひいたします。失礼します。

(〇〇氏 退室)

(議長)他に何かご質問ございますか？

(小川委員)とりあえず、農地を保存するという意味では許可すべきということなのかな？

(議長)あと、先ほど申し上げたように、△△△さんはもう仮登記で渡しちゃってるんですよね。だから、もう・・・最近出て来た仮登記の案件なんですよ。だから、これまで農業委員会の許可が取れなくて・・・

(小川委員)ダメという訳にはいかない、という話ですよ。

(嶋崎委員)自分でやると言うのに、ダメですという訳にはいかない案件なんだよね。やると言うてるんだから。

(議長)そこは念を押してもらって、畑以外のものにしないでくださいと。

(栗原委員)今よりは良くなると思いますので。

(議長)それではお伺いいたします。・・・よろしいですかね？

それでは、ないようですので、収受18について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員)異議なし。

(議長)異議がないようですので、許可することに決定いたします。では、くれぐれも念を押してください。畑以外にはしないでくださいと。お願いします。続きまして、収受17について、事務局、説明願います。

(事務局次長)はい。議案書2ページ目をご覧ください。

(第2号議案・収受17 朗読)

以上でございます。

(議長)続きまして、収受17について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員)はい。説明をさせていただきます。地図は9ページをお願いします。

(現地案内図 説明)

〇〇番は20年ぐらいほとんど作ってなかったような畑でございます。今回ここで一応うなったような形になっておりまして、とりあえず草は生えてない状態です。新しくやる人がここに作物を作っていただければ、少しでも草畑が減るのでいいかなと、そんな風に思っております。周りの道も細くて、やっ通るような所ですが、入れる道はございますので、ぜひ作っていただきたいと思っています。よろしく申し上げます。以上です。

(議長)ただいま、事務局と嶋崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、収受17について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員)異議なし。

(議長)異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、経路4について、事務局、説明願います。

(事務局次長)はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。令和

6年6月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・経由4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、経由4について、担当の渡邊委員、説明願います。

(渡邊委員) はい。それではご説明させていただきます。6月19日に小川委員と事務局2名で現地を確認してまいりました。地図は11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地の状況といたしましては、更地になっております。土はもう大きな石が混じったような土になっておりまして、ちょっと耕作の方は無理なのかなというような状況でございます。また、入口の角の所に庚申塔が2つ建っているというような状況となっております。以上でございます。

(議長) それでは、転用理由について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。転用理由書が提出されていますので、読み上げます。

(転用理由書 朗読)

以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と渡邊委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、経由4の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを相当と認める意見を付して進達する事に、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして、経由5について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書3ページ目をご覧ください。

(第3号議案・経由5 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、経由5について、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。6月19日に渡邊委員と事務局2名で現地を見てまいりました。地図は12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地は面白い形をしていますが、東側に細長くなっている所には車が6台びっしり入っているような状態で、残った所に防草シートを張って、柿の木が4本とミカンが1本、更地風に防草シートが敷かれております。説明は以上です。

(議長) それでは、転用理由について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。転用理由書が提出されていますので、読み上げます。

(転用理由書 朗読)

以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と小川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?

(大福委員) 今、すでに車を置かれて、ご利用されているということなのですが、いつからそういう感じなのですか?元々ずっと前から・・・?

(事務局) そうですね。年数で言えば20年経ってないぐらい、15～16年ぐらいかと。今の状態になったのは。

(小川委員) この奥も全部駐車場なんですよ。

(大福委員) 駐車場で、そこが道路に面していない訳なんですって？それで実質この、今回の農地の部分を出入り口として以前から使われていたと。

(事務局) はい、そうです。その通りです。それで一応、今回、なかなかないのですが、農地転用の許可の追認というような扱いになっておりまして、すでに転用して使っている所を事後的に許可をするという案件になっております。一応農地法にそういう定めがあるようでして、東京都と調整は済んでおります。

(大福委員) あの、経由4の案件だと住宅用地での転用なんですけど、こちらは住宅ではないようですが、こういうパターンもある訳ですか？住宅用地ではない・・・

(事務局) 住宅用地ではない、事業用地としての転用もあり得ます。

(大福委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか？

(栗原委員) その15～16年、ほったらかしだったものが、今回案件として出て来たのはどういう理由なのでしょう？

(事務局) ずっとこの土地を買おうとしていたのですが、資金的に買えなかったようでして、今回ここで資金が用意できたので買うという時に、許可が必要だということが分かって、それで上がって来たという形になっています。

(栗原委員) ああ、はい。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか？・・・その、奥にいっぱい止まっているという所は大丈夫なんですよ？

(小川委員) もう雑種地です。

(議長) あ、雑種地ですか。他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、経由5の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを相当と認める意見を付して進達する事に、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして、第4号議案、番号1についてですが、こちらは〇〇委員の案件になりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。第4号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和6年6月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。こちら6月19日に渡邊委員と事務局2名で現地に行って来ました。地図につきましては、まず13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇番の南側が〇〇さんの自宅です。現地はツルムラサキとスイカ、あと若干空いている所がありましたが、草1本ない、きれいな畑でした。次に△△△△番△は、14ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここにはサツマイモと、サトイモ、ネギ、残った区画はきれいに耕耘されているというような状態で、ここもきれいになっていました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と小川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。それでは、〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。説明いたします。6月19日に堀江職務代理と私と事務局2名、計4名で現地調査に行っておりまして。地図は15ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらの4筆共、私は年1回の納税猶予の調査でいつも行くのですが、常に草がないような状態できれいに耕耘されていて、4筆共いろんな夏野菜を栽培されておりまして、空いている所も草がひとつもないような状態でありました。何ら問題はないと思いますが、ご審議の程よろしくお願いたします。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。説明いたします。同じく19日に4名で現地調査に行っていました。地図は16ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地は主に果樹を主流に生産されていて、その間に野菜を生産するという形態で管理されておりました。周りを囲むように柿、梅が植えられておまして、真ん中辺りに柚子とか、キウイフルーツの棚などがありました。柿も梅もキウイフルーツも全てきれいに剪定されておまして、下草もきれいに刈られている状態であります。その間を縫うように夏野菜がいろいろ植えておまして、また、珍しいところではルバーブなんかも栽培されておりました。〇〇〇〇-〇には無人の販売所を設けて、野菜等を販売しておりました。以上です。よろしく願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第5号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第5号議案、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審査について。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり承認する。令和6年6月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは説明いたします。地図は17ページをお願いします。

(現地案内図 説明)

〇〇〇は20年以上草刈りだけやって、そのままに放置されていたという状況で、今回〇〇さんが借りて使うというような話になりまして、3月頃1回きれいに耕耘して、いつでもできそうだなという状況だったのですが、ここに来てまた、背の高い黄色い花が咲く草が先月辺りちょっと生えてきたと思ったら、昨日見に行ったら、2メートルを超えるぐらいの大きさになって、ちょうど半分ぐらい刈ってあったので、多分彼らが刈ったのかな。そんな状況で、また今日あたりもやってるんじゃないかと思うのですが、とにかくあの草を刈らないとうなえないという状況ですが、ぜひ早いところきれいにして、私もこの右の方にいつも使っている畑があるので、ぜひきれいにしてほしいと思っています。△△と□□□-□はここも同じように20年以上放置されていたような状況でした。この間見に行った時にはユンボか何かで掘り返して、土の草がひっくり返されている状態で、ちょっと何回か耕耘し直さないとすぐには使えない状況かなと思っていますが、ここもきれいになれば少しずつでも草が減っていくというこ

となので、ぜひきれいにしてほしいなど、そんな風に思っています。以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と嶋崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号1の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、承認することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、第6号議案、番号1についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。第6号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和6年6月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第6号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江職務代理) はい。6月19日に平野委員と私、事務局2名、計4名で現地確認に行っていました。地図は18ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現状としては除草剤を蒔いたようになっていまして、丈の低い草が繁茂しているのですが、そんなに大きくないトラクターで2度、3度耕耘すれば使えるようになると思います。その右隣が〇〇家の土地で、〇〇さん本人がもうトウモロコシなどを作って、きれいに使用しておりますので、この畑を広げるような形で使うそうなので、問題ないと思われます。以上、ご審議の程よろしくお願いたします。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号1の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。それでは、〇〇委員に入っております。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書6ページ目をご覧ください。

(第6号議案・番号2 朗読)

か?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号3の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。それでは、〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書7ページ目をご覧ください。

(第6号議案・番号4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号4について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。去る6月19日に、事務局2名と嶋崎委員の4名で現地を確認いたしました。場所につきましては、21ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

畑はきれいに耕耘されて、畑の約4割ほどに当たるところはすでに畝ができ、黒マルチが敷かれ、サツマイモの作付け準備がされておりました。今回の借受人であります〇〇さんは契約更新であり、特に問題はないと思いますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号4の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。第1号報告について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書8ページ目をご覧ください。第1号報告、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法第18条第6項の規定による次の農地の通知については、同法に規定する合意解約であることを認めこれを受理した。令和6年6月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号報告・収受41 朗読)

以上でございます。

(議長) では、事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。こちらは農地法第18条の賃貸借の合意解約になっております。こちらは報告案件となりますので、案内図や現地調査等はございません。賃貸人と借借人、双方合意の上で賃貸借を解約するというものになっております。以上でございます。

(議長) 何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?それでは専決の報告について、事務局

より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和6年あきる野市農業委員会6月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、7月25日、木曜日、午後3時00分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時35分